

審査について

(第1回選考委員会の意見・質問より)

1. 匿名性について

- (1) 提案事業者を呼ぶ際は、提案番号1番、提案番号2番・・・と呼ぶ。
- (2) 提案事業者の有する実績、設計手法や工法の名称など事業者が特定される情報は発言しない。

2. 自由な提案について

- (1) 技術提案書に記載された自由な提案を自由な提案として取り扱うか否か及びその評価は、選考委員個人で審査する。

3. 評価方式について

- (1) 審査にあたっては、絶対評価方式とする。

4. 総合評価点が同点の場合について

- (1) 一次審査において同点であった場合は、①技術提案評価の高い者、②価格評価の高い者により順位付けを行う。
- (2) 二次審査において同点であった場合は、①提案内容・プレゼンテーション力評価の高い者、②取組姿勢、コミュニケーション力により順位付けを行う。
- (3) 三次審査において同点であった場合、二次審査の順位により順位付けを行う。

上記(1)、(2)、(3)の取り扱いで選定出来ない場合は、選考委員会で協議し、選定する。その場合においても一次審査通過者は5者を上限とし、二次審査通過者は2者とする。